

木祖村特定事業主行動計画

I 総論

1 目的

次世代育成支援対策推進法に基づく、行動計画策定指針に掲げられた基本的視点を踏まえつつ、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進するため、本計画を策定する。

2 計画期間

平成27年から平成36年までの10年間
(5年後に計画の見直しを行うこととする)

3 計画の推進体制

- ① 次世代育成支援対策を効果的に推進するため、各部局の職員を構成員とした行動計画策定推進委員会を設置する。
- ② 次世代育成支援対策に関する内容を職員に対し周知し、研修や情報提供等を実施する。
- ③ 発資料の作成・配布、研修・講習の実施等により、行動計画の内容を周知する。
- ④ 本計画の実施状況については、各年度ごとに、行動計画策定推進委員会において把握等をした結果や職員のニーズを踏まえて、その後の対策の実施や計画の見直しする。

II 具体的な内容

1 職員の勤務環境に関するもの

(1) 妊娠中及び出産後における配慮

- ① 母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度について周知する。
- ② 出産費用の給付等の経済的支援措置について周知徹底する。
- ③ 妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを行う。
- ④ 妊娠中の職員に対しては、本人の希望に応じ、超過勤務を原則として命じないこととする。

(2) 子どもの出生時における父親の休暇の取得の推進

- ⑤ 子どもの出生時における父親の特別休暇及び年次休暇の取得の推進について周知する。

(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

ア 育児休業及び部分休業制度等の周知

- ① 育児休業等に関する資料を各課に通知し、制度の周知をし、特に男性職員の育児休業等の取得促進について周知する。
- ② 妊娠を申し出た職員に対し、個別に育児休業等の制度・手続について説明を行う。

イ 育児休業等体験談等に関する情報提供

- ① 育児休業等体験者の体験談等を職員に情報提供する。

ウ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

- ① 復職時におけるOJT研修等を実施する。

エ 育児休業に伴う臨時的任用制度の活用

- ① 庁内の人事配置等によって、育児休業中の職員の業務を遂行することが困難な時は、臨時的任用制度の活用による適切な代替要員の確保を図る。

◎ 以上のような取組を通じて、育児休業の取得率を促進する。

(4) 超過勤務の縮減

ア 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務の制限の制度の周知

① 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務を制限する制度について周知徹底する。

イ 一斉定時退庁日等の実施

① 定時退庁日を設定し、館内放送及び電子メール等による注意喚起を図るとともに、管理職による定時退庁の率先垂範を行う。

ウ 事務簡素合理化の推進

① 各職員が業務処理を計画的に行い、効率的な事務遂行を図る。

② 新たに行事等を実施する場合には、目的、効果、必要性等について十分検討の上実施し、併せて、既存の行事等との関係を整理し、代替的に廃止できるものは廃止する。

③ 会議・打合せについては、極力電子メール、電子掲示板を活用する。

エ 超過勤務の縮減のための意識啓発等

① 課ごとの超過勤務の状況を、人事当局で把握できるようにし、超過勤務の多い職場の管理職からヒヤリングを行った上で、体制等について検討する。

オ その他

① 超過勤務の多い職員に対する健康診断の徹底を図る。

◎ 以上のような取組みを通じて、各職員の超過勤務時間数を極力縮減する。

(5) 休暇の取得の促進

ア 年次休暇の取得の推進

① 課長は、課内の職務状況を把握し、計画的な休暇の取得を促す。

② 安心して職員が年次休暇の取得ができるよう、事務処理において相互応援ができる体制を整備する。

- ③ 子どもの予防接種実施日や授業参観日における年次休暇の取得を促す。
- ④ 国民の祝日や厚生休暇と組み合わせた連続休暇の取得を促す。
- ⑤ 職員やその家族の誕生日、結婚記念日等の家族の記念日における年次休暇の取得を促す。

◎ 以上のような取組みを通じて現在、年次休暇の職員1人当りの取得日数、平均7日を今後10年間で年間10日間の取得を目指す。

イ 子どもの看護を行う等のための特別休暇の取得の促進

- ① 子どもの看護休暇等の特別休暇を周知するとともに、その取得を希望する職員に対して、100%取得できる環境づくりをする。

(6) 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組

- ① 「パートナーシップの日」を設け、職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正についての情報提供や意識啓発を行う。
- ② 各年齢層に対して、研修を通じた意識啓発を行う。
- ③ セクシャルハラスメント防止のための研修会を開催する。

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

(1) 子育てバリアフリー

- ① 乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレやベビーベッドの設置等を検討する
- ② 子どもを連れてきた人が気兼ねなく来庁できるよう、親切的な対応等のソフト面でのバリアフリーの取組みを推進する。

(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

ア 子ども体験活動等の支援

- ① 子どもが参加する地域活動に敷地や施設を提供する。
- ② 子どもが参加する学習会等の行事において、職員が専門分野を活かした指導を実施する。
- ③ 小中学校等に職員を派遣し、特別授業等を実施する。

イ 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援

- ① 交通事故防止について綱紀粛正を呼びかける。

② 交通安全講習会の実施や専門機関等による安全運転に関する研修の受講を支援する。

ウ 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備

① 子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動等への職員の積極的な参加を支援する。

(3) 子どもとふれあう機会の充実

① 子どもを対象とした職場見学ツアーを実施する。

② 運動会等のレクリエーション活動の実施に当たっては、子どもを含めた家族全員が参加できるようにする。

(4) 学習機会の提供等による家庭の教育力の向上

① 職員に対し、家庭における子育てやしつけに関する講座等の実施や情報の提供を行う。